平成２７年（フ）第１４５７号
横浜市西区高島２丁目５番８―804号
債務者　関口佐知子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４５９号
神奈川県綾瀬市寺尾中３丁目12番32号
債務者　望田　　敦
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６３号
横浜市中区扇町２丁目３番地１　エスト・グランディール横濱関内1404号室
債務者　須山　秀夫
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６５号
横浜市金沢区並木１丁目１番２―706号
債務者　入澤　宏美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３８号
静岡市葵区北安東３丁目13番33号　セピアコートＡ102号
債務者　種本　　修
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０７号
東京都八王子市南大沢５丁目16番地５―308
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市児島塩生2044番地（９号）
債務者　梶原　　愛
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市児島塩生2044番地（９号）
債務者　梶原　有美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７８号
岡山市中区藤崎533番地34―３、住民票上の住所岡山市北区西古松230番地102　ポスト大元Ｉ４―Ｃ
債務者　大野　貴光
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８９号
岡山市中区穝東町２丁目２番41号コートピアパル201号
債務者　前田　和美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４６号
岡山県瀬戸内市長船町土師387番地
債務者　小山　千春
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８７号
東京都八王子市北野町559番地20シャトル飛鳥303号
債務者　小林　隆男
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６６６号
東京都町田市小山ヶ丘３丁目21番地２リーフメゾンＡ102
債務者　小林　栄子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
石川県能美市大成町へ30番地１　アパートメント大成103号、従前の住所石川県金沢市寺中町イ39番地１
債務者　大谷　俊治（旧姓春口）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第６７６号
東京都青梅市河辺町７丁目20番地の37
債務者　森澤多美子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部